

## ツルハドラッグ石巻広瀨店の届出概要について

## (法第5条第1項 新設)

- 1 届出者 MULプロパティ株式会社
- 2 届出年月日 令和3年6月21日
- 3 店舗の名称 ツルハドラッグ石巻広瀨店
- 4 店舗設置者 MULプロパティ株式会社 代表取締役 船橋 啓二  
東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
- 5 店舗所在地 石巻市広瀨馬場屋敷34番地1 外
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称, 店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社ツルハ	1,334.39㎡	食品, 医薬品
計	1,334.39㎡	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和4年2月22日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数 47台 (指針による必要台数: 45台)
- (2) 駐輪場の収容台数 20台 (指針による参考台数: 12台)
- (3) 荷さばき施設の面積 49.50㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 8.10㎡ (指針による必要容量: 6.22㎡)
- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 開店時刻及び閉店時刻 午前8時から午前0時まで
- (2) 駐車場の利用時間帯 午前7時30分から午前0時30分時まで
- (3) 駐車場の出入口の数 2箇所
- (4) 荷さばき実施時間帯 午前6時から午後10時まで
- 10 事務手続き等
- ・公告年月日 令和3年7月7日
  - ・縦覧期間 公告の日から令和3年11月8日まで  
(公告の日から4か月間)
  - ・地元説明会 令和3年8月3日

- ・大規模小売店舗立地専門委員会 令和 3年 8月26日
- ・市町村等からの意見書提出期限 令和 3年11月 8日 (公告の日から4か月以内)
- ・県の意見の通知期限 令和 4年 2月21日 (届出の日から8か月以内)

## 住民説明会の実施状況

開催日時	令和3年8月3日（火）午後6時から午後7時まで
開催場所	石巻市 遊楽館 石巻市北村字前山15-1
出席人数	3名

質問事項	設置者の回答内容
基本搬入時間帯はどのようになるのか。	基本は6時台の朝便が1台となります。 →県の意見は不要
現状の搬入は見て分かっているが、今後変わるのか。通学時間帯の搬入があるのか。	搬入時間帯の変更はなく、通学時間帯も避けて行います。 →県の意見は不要
営業時間帯が午前0時までとなっているが、変更するのか。	届出は午前0時までとしておりますが、今のところこれまでの営業時間を踏襲いたします。お客様のニーズにより変えることがあります。 →県の意見は不要

## 石巻市の意見について

意見内容	設置者の回答内容
<p><b>【騒音に関する事項】</b></p> <p>早朝、夜間帯の来客車両、従業員車両、商品等搬出入車両の騒音対策を講じること。また、近隣住宅へ配慮し、環境基準値や規制値の超過がないよう対策を徹底すること。</p>	<p>来客車両に対しては場内徐行が行われるように看板を設置するなどの対応を行い、業務車両に関しては、搬入業者に対し、騒音抑制に対する行動を要請し、基準値の超過がないように配慮します。 →県の意見は不要</p>
<p><b>【振動に関する事項】</b></p> <p>届出書には振動に関する項目はないが、今後、空調機室外機等を設置する際は、原動機の定格出力によって、宮城県公害防止条例第35条第1項に規定する振動の特定施設に該当する場合があるため、振動の特定施設について確認を行い、該当する場合は適切に市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じること。</p>	<p>現時点では特定機器に該当する設備の設置は予定しておりませんが、該当する設備を導入する場合には、石巻市と事前相談を行い、適切に届出を行います。 →県の意見は不要</p>
<p><b>【光害に関する事項】</b></p> <p>屋外照明、広告塔照明等については、近隣住宅に対する配慮を十分に行い、適切な光害対策を講じること。</p>	<p>照明設備に関しては、従前どおりとし、変更する予定はありません。また、現時点で苦情等は発生しておりません。 →県の意見は不要</p>
<p><b>【その他の事項】</b></p> <p>近隣住民等から苦情があった場合は、誠意をもって速やかに解決すること。また、事業内容及び公害防止</p>	<p>近隣住民等からの苦情があった場合には、誠意を持って速やかに対応いたします。なお、現時点において苦情等は発生しておりません。</p>

措置等について、近隣住民に対して説明し、理解を得た上で適切に行うこと。	→県の意見は不要
<b>【道路に関する事項】</b> 新たに店舗乗入口設置等で道路構造物の形状を変更する場合は、事前協議の上工事施工承認申請書（道路法第24条）を市道路第1課へ提出すること。	道路乗入の構造変更の予定はありませんが、変更を計画する場合には、事前に道路管理者等と協議を行います。 →県の意見は不要
<b>【建築に関する事項】</b> 下記に示す届出が必要となるため、市建築指導課へ相談の上、提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法第6条に基づく建築確認申請</li> <li>・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第3条第2項に基づく届出</li> <li>・だれもが住みよい福祉のまちづくり条例第21条に基づく届出</li> <li>・石巻市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第7条に基づく届出（最高の高さが10mを超える場合に限り）</li> </ul>	当該計画に対しては、「建築確認申請」、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法令による届出」は、申請届出済みです。「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例による届出」については石巻市と協議済みとなっております。「石巻市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に関しては、事前協議の上届出不要となっております。 →指針の対象外
<b>【教育委員会の意見】</b> 出店の届出のあった箇所については、交通の主要道路であり、日頃から周辺の交通量は多い状態であったが、東日本大震災後は復旧工事関係車両も加わり、交通量が増加している。 学校では、常日頃から登下校における安全指導を徹底し、計画的に職員が巡回するなどして実態をつかみながら児童へ具体的な安全指導を行っているが、今回届出のあった店舗の他にも出店が認められるため、学校周辺道路の更なる交通量の増加が予想される。 このことから、登下校中の児童の交通事故発生が憂慮され、今回届出のあった店舗周辺に限らず、学校周辺の道路全般に対する交通安全対策について最善の配慮を希望する。	登下校を行う学童や生徒に対する安全対策としては、出庫時の一時停止を促す停止線を設ける等の配慮を行っております。搬入業者に対しては、通学時間帯の搬入を避けるようにし、交通事故防止に対して配慮してまいります。 →県の意見は不要

### 地元住民の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

### 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届出者	MULプロパティ株式会社
届出年月日	令和3年6月21日

店 舗 名 称	ツルハドラッグ石巻広瀨店	
所 在 地	石巻市広瀨馬場屋敷34番地1 外	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地 域 住 民 等 の 意 見	あり	なし
<b>県 の 意 見 案</b>		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	<p>店舗が面する道路が通学路に指定されていることから、車両出入口付近の歩行者の安全確保について十分に配慮願います。</p> <p>また、騒音対策として実施することとしている利用者への徐行運転の案内を徹底するとともに、地域住民から苦情が申し立てられた場合には騒音防止について適切な対策を講じるよう配慮願います。</p>	